

(公 印 省 略)
府 共 第 4 4 0 - 1 号
平 成 2 3 年 1 1 月 1 日

公益社団法人代表者 様
公益財団法人代表者 様

内閣府男女共同参画局長

公益社団法人及び公益財団法人における政策・方針決定過程への
女性の参画の拡大について

我が国では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」という目標（平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定。以下「『2020年30%』の目標」という。）の達成に向けて様々な取組を行ってまいりました。しかし、多くの分野において政策・方針決定過程への女性の参画は十分ではなく、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の制定から10年余りが経過した現在もなお大きな課題となっています。

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は我が国にとって喫緊の課題であり、昨年12月17日に閣議決定した第3次男女共同参画基本計画においても、特に早急に対応すべき課題の一つとして、実効性のあるポジティブ・アクションの推進を掲げています。このため、男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会では、政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野におけるポジティブ・アクションの推進方策について検討を行っているところであり、去る7月20日に同専門調査会にて、ポジティブ・アクションの必要性や考え方、各分野における具体的な推進方策について盛り込んだ中間報告をとりまとめました（別紙資料参照）。

つきましては、新公益法人制度の施行に伴い、新たに公益社団法人及び公益財団法人へ移行した貴法人におかれましても、上記基本計画及び中間報告について御理解をいただくとともに、「2020年30%」の目標の達成に向け、今後、理事、監事、評議員の選任に当たっては、女性の参画の拡大に積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

(本件連絡先)

内閣府男女共同参画局推進課 中村

TEL : 03-5253-2111 (内線 83734)

03-3581-1812 (直通)

FAX : 03-3592-0408

e-mail : hiroaki.nakmura@cao.go.jp

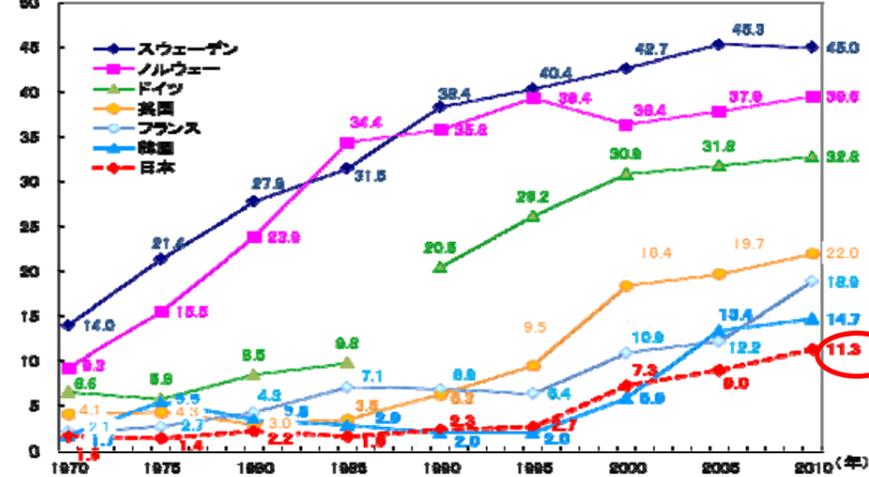
政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野における ポジティブ・アクションの推進方策について（中間報告）概要

我が国及び諸外国における女性の参画状況等

【政治分野】

国会議員に占める女性割合は、**186か国中121位**（平成23年3月現在）。

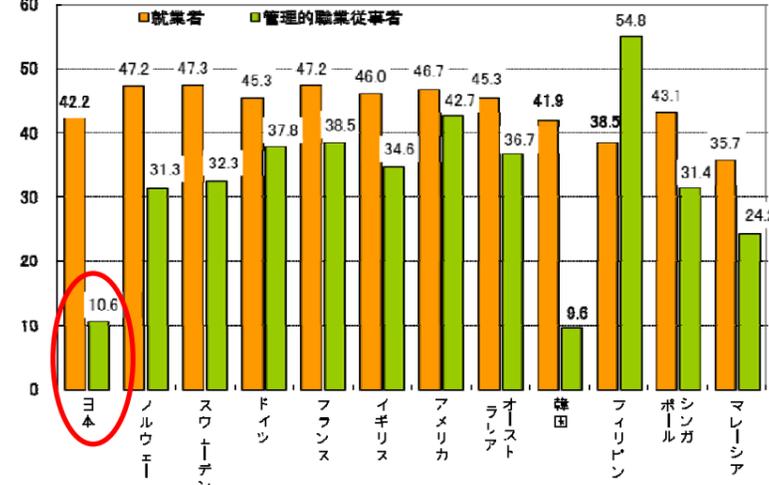
(%) 87か国でクオータ制を採用。



(備考) 1. IPU資料より作成。 2. 一院制又は下院における女性議員割合。 3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

【雇用分野】

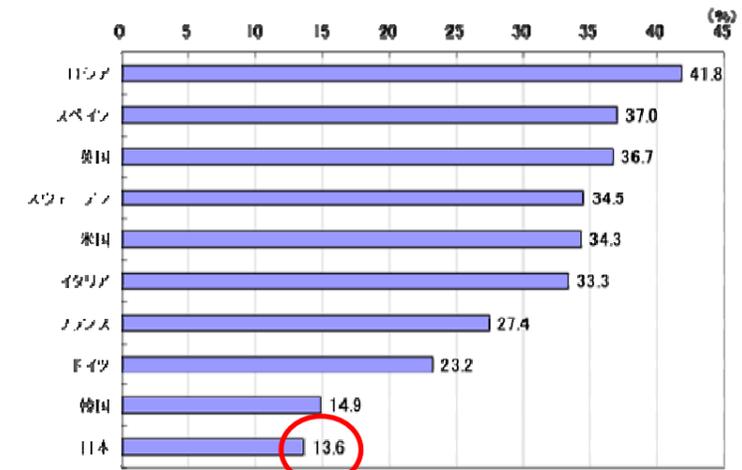
就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性割合は国際的に見ても低い。



(備考) 1. 日本は総務省「労働力調査」(平成22年)、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。 2. 日本は2010年、その他の国は2008年のデータ。 3. 管理的職業従事者の定義は国によって異なる。

【科学技術・学術分野】

研究者に占める女性の割合は、他の先進諸国と比べても低い。



(備考) 1. EU諸国等の値は、EU「Eurostat」より作成。推定値、暫定値を含む。 2. 日本の数値は、総務省「平成22年科学技術研究調査報告」に基づく(平成22年3月31日現在)。 3. 米国の数値は、国立科学財団(NSF)の「Science and Engineering Indicators 2006」に基づく。

ポジティブ・アクションの必要性

(1) 高い緊要度

我が国における女性の参画は徐々に増加しているものの、他の先進諸国と比べて低い水準であり、しかも差は拡大。これまでの延長線上の取組を超えた効果的な対策として、暫定的に必要な範囲において、ポジティブ・アクションを進めていくことが必要。

(2) 実質的な機会の平等の確保

固定的性別役割分担意識や女性の能力に関する偏見が根強く、過去からの経緯などにより、現状では男女の置かれた社会的状況において個人の能力・努力によらない格差があるのが現状。

(3) 多様性の確保

多様性の確保は、政治分野においては民主主義の要請であり、行政分野においては、バランスのとれた質の高い行政サービスの実現にもつながる。民間企業の経済活動や研究機関の研究活動においても、多様な人材の発想や能力の活用は、組織・運営の活性化や競争力の強化等に寄与。

ポジティブ・アクションの考え方

- ポジティブ・アクションとは、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどによって、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置。
- ポジティブ・アクションには、多様な手法や国の方策があり、各機関・団体の特性に応じて最も効果的なものを選択することが重要。
◆多様な手法(例: ①クオータ制、プラス・ファクター方式など、枠などを設定することによって、その実現を確保する方式、②達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力するゴール・アンド・タイムテーブル方式、③研修の機会の充実、仕事と生活の調和など基盤整備を推進する方式)
- いわゆる「能力主義」の下でも問題が生じている場合もあり、女性に対する機会の平等を実質的に担保するポジティブ・アクションの検討も有効。
- ポジティブ・アクションは、社会全体にとってもメリットがあり、男女共同参画社会を実現する最も効果的な施策の一つであることをアピールすることが必要。

各分野の推進方策

1 政治分野

- 女性政治参画に関する社会的気運の醸成
 - 我が国と世界の状況を本年度白書の特集等を活用し、広く周知
 - 政党に対し女性候補者の増加とポジティブ・アクションの導入の検討を更に働きかけ
- クオータ制等の検討に資する具体的事例の提示
 - 政党関係者間で具体的な議論が喚起されるよう、諸外国で導入されているクオータ制の取組等の中から、我が国の参考になりうる事例等を更に検討・分かりやすく提示
- 選挙制度と女性の政治参画
 - 選挙制度は女性議員の選出されやすさに大きく影響。選挙制度の在り方の検討の際には重要な論点として考慮が必要。

2 行政分野

- 女性国家公務員の採用・登用の促進
 - 各府省における「女性職員の採用・登用拡大計画」の着実な実施
 - 第3次男女共同参画基本計画の成果目標の確実な達成
- 国のあらゆる施策における男女共同参画の視点の反映
 - 私的懇談会等における女性の参画の拡大
- 国家公務員制度改革の推進
 - 採用から幹部までの各段階に応じた人事制度改革において、女性登用のためにも官民人材交流、職員公募の一層の推進

3 雇用分野

- 具体的な目標の設定の促進等
 - ゴール・アンド・タイムテーブル方式等を取り入れた企業の具体例・成功例の公表、情報共有
 - ポジティブ・アクションに取り組む企業を表彰等により積極的に評価
- 公共契約を通じた推進方策の検討
 - 男女共同参画に関連する調査等について、男女共同参画等に積極的な企業を評価
 - 上記以外の事業においても、男女共同参画に積極的な企業を評価するための具体的方策の検討
- 補助金等における推進方策の積極的な活用
 - 先進的な事例としての男女共同参画を要件とするクロスコンプライアンスの積極的な活用等の検討・推進

4 科学技術・学術分野

- 具体的な目標の設定の促進
 - ゴール・アンド・タイムテーブル方式やプラス・ファクター方式等に取り組む研究機関等の具体例・成功例の公表、情報共有
- 女性研究者の参画の拡大に向けた環境づくり
 - コーディネーターの配置、出産・子育て期間中の研究活動を支える研究・実験補助者等の雇用の支援など、環境整備の取組の支援
 - 研究費の申請等に際し、研究を続けやすい環境整備の充実・促進
 - 日本学術会議に対して、科学者コミュニティにおける女性の参画を拡大する方策についての検討を要請